

令和3年度答申第17号
令和3年6月15日

諮問番号 令和3年度諮問第9号（令和3年5月19日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学等援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費及び労災就労保育援護費（以下「労災就学等援護費」という。）の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の遺族の就学の援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げるとともに、同

条2項は同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している。

なお、本件不支給決定の当時、上記の基準を定めた厚生労働省令は制定されていなかったが、その後、令和2年厚生労働省令第70号により、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）が改正され、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として労災就学援護費、労災就労保育援護費等の支給を行うものとする旨の規定（労災保険規則32条）とともに、労災就学等援護費を支給する者及び支給額を定める規定並びに労災就学等援護費の支給に関し必要な事項は厚生労働省労働基準局長が定める旨の規定（労災保険規則33条及び34条）が設けられ、令和2年4月1日から施行されている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q法人に就労していた者であるところ、平成31年4月20日、自宅で倒れているところを発見され、救命救急センターに搬送されたが、同日、「脳内出血」（直接死因）により死亡した。

（死体検案書）

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、処分庁に対して、令和元年7月23日に遺族補償年金及び葬祭料（以下、併せて「遺族補償年金等」という。）の請求を行い、併せて、同日付けで本件申請をした。

（遺族補償年金支給請求書、労働者災害補償保険葬祭料請求書、労災就学等援護費支給申請書）

- (3) 処分庁は、審査請求人からの遺族補償年金等の支給請求について、本件労働者の脳内出血の発症に関し、「異常な出来事」等は認められず、業務上疾病とは判断できなかつたとして、令和元年10月31日付けで不支給の決定を通知し、また、同日付けで本件不支給決定を通知した。本件不支給決定の通知書の「備考欄」には、「遺族補償年金請求が不支給のため」と手書きされていた。

（労働者災害補償保険年金・一時金不支給決定通知、労災就学等援護費不支給通知）

- (4) 審査請求人は、令和元年11月29日、労働者災害補償保険審査官に対し、遺族補償年金等の不支給決定の取消しを求めて審査請求をしたところ、

B労働者災害補償保険審査官（以下「労災保険審査官」という。）は、令和2年10月8日付けで審査請求を棄却する決定をした。

（決定書）

(5) 審査請求人は、令和元年12月23日、審査庁に対し、本件不支給決定の取消しを求めて本件審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 審査庁は、令和3年5月19日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

本件労働者に発症した疾病は、業務による過重負荷を受けたことにより発症したことは明らかであり、本件不支給決定は、誤りであるため、取り消されるべきである。

第2 審査庁の諮問に係る判断

1 労災就学援護費の支給対象者は、労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号厚生労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」の別添。以下「本件支給要綱」という。）の3（1）ロにおいて、遺族補償年金を受ける権利を有する者（以下「遺族補償年金受給権者」という。）のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるものが定められている。

また、労災就労保育援護費の対象者は、本件支給要綱の3（2）ロにおいて、遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた要保育児たる当該労働者の子（当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。）と生計を同じくしている者であり、かつ、就労のため当該要保育児を保育所、幼稚園等に預けている者であって、保育に係る費用の援護の必要があると認められるものが定められている。

2 処分庁は、本件労働者の死亡は業務との因果関係は認められないと判断し、遺族補償年金等の不支給決定を行っている。

また、労災保険審査官は、令和2年10月8日、審査請求人の審査請求を棄却する決定を行っている。なお、労働保険審査会に対する再審査請求はされていない。

3 よって、審査請求人は、本件支給要綱の3に掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないことから、労災就学等援護費の支給対象者とは認められない。

以上のことから、本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年5月19日、審査庁から諮問を受け、同年6月10日の計1回、調査審議をした。また、審査庁から、同年5月31日、資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求の受付（令和元年12月23日）から本件諮問（令和3年5月19日）までに約1年5か月を要しているところ、その内訳をみると、本件審査請求の受付から審理員の指名（令和2年2月7日）までは約1か月半、審理員の指名から審理員意見書の提出（同年11月10日）までの審理手續は約9か月、審理員意見書の提出から本件諮問までは約6か月となっている。このうち、審理手續については、この間に審理員の交替があった（同年4月1日）とはいえ、処分庁の弁明書に対する審査請求人の反論書の提出期限（同月4日）が到来してもその提出がなく、双方の主張が出尽くしたことがうかがわれてからでも審理員意見書の提出までには約7か月も要している。なお、審理手續の進行と遺族補償年金に係る審査請求の手續の進行との関係を見ると、審理手續の期間中に、遺族補償年金に係る審査請求を棄却する決定があった（同年10月8日）が、これに対する再審査請求の期限（同年12月上旬頃）が到来する前に審理員意見書は提出（同年11月10日）されており、審理手續において遺族補償年金に係る審査請求の手續が帰結するのを待っていたとしようかがわれない。また、審理員意見書の提出から本件諮問までの期間については、上記の再審査請求の期限が到来してもそれがされず、遺族補償年金に係る審査請求の手續が帰結してから本件諮問までには約5か月も要している。そうすると、いずれの手續にも、これだけの期間を要する事情があったとしようかがわれず、審査庁においては、簡易迅速な手續の下で国民の権利利

益の救済を図るといふ行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的を踏まえ、改善に向けた真摯な対応を期待したい。この点については、下記3において付言を付している。

(2) 上記(1)で指摘した点以外で、一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

労働者災害補償保険は、労働者の業務災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（社会復帰促進等事業）を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条参照）ことから、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして、制度が設けられている。そして、本件の労災就学等援護費の支給は、労災保険法29条1項2号の「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものである。したがって、労災就学等援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。本件支給要綱が労災就学等援護費の支給対象者を遺族補償年金受給権者と定めているのは、この趣旨を表したものと解される（なお、本件不支給決定後に改正され施行された労災保険規則は、労災保険法に基づき事業の実施に必要な基準を定めたものであるが、これには支給対象者として本件支給要綱と同様の規定がある（上記第1の1参照））。

そうすると、審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者の死亡は労災認定要件を満たすには至らないとして、遺族補償年金について不支給決定がされている（上記第1の2の(4)）から、本件労働者は、被災労働者ではなく、したがって、審査請求人は、労災就学等援護費の支給対象者とはならない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

(1) 審査請求手續の改善について

現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手續と労災就学等援護費に係る審査請求の手續が別個に設けられている。その趣旨に鑑みると、それぞれの手續は、本来、独立して迅速に進められるべきである。しかしながら、審査庁は、遺族補償年金に係る審査請求の手續と労災就学等援護

費に係る審査請求の手續とが並行して進められている場合には、前者の手續の帰結（審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論）を待って、後者の手續を進めるという運用をしているようであり（当審査会の令和元年度答申第15号及び第41号参照）、本件でも、その運用に準じたと考えられる。仮に審査庁が上記の運用が相当であると考えているのであれば、労災就学等援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する不服の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。こうした制度変更が実現すれば、二つの審査請求の手續を別個に進めなければならないという現行制度における国民の負担をなくすことができ、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図る（行政不服審査法1条参照）ことができることになる。審査庁における真摯な検討が望まれる。

また、その検討が進められる間、上記の運用の下においても、労災就学等援護費に係る審査請求の手續が迅速に進められるべきは当然である。特に、本件のように争点が明確であるものについては、処分庁の弁明書と審査請求人の反論書の提出などにより双方の主張が出揃ったと判断される場合には、遺族補償年金に係る審査請求の手續の進行状況にかかわらず、審理員において速やかに必要な審理を進めて手續を終結させ、審理員意見書を提出すべきである。加えて、本件のように争点が明確であり、審理員意見書の提出を既に受けているものについては、遺族補償年金に係る再審査請求がされないことにより遺族補償年金に係る不服申立ての手續が帰結した場合には、審査庁において直ちに当審査会に諮問すべきである。

(2) 本件不支給決定の理由の付記について

審査請求人は、本件労働者に発症した疾病は、業務による過重負荷を受けたことにより発症したことは明らかであることを審査請求の理由としているが、本来、当該業務起因性の有無は、労災就学等援護費の不支給決定に対する不服申立てではなく、遺族補償年金の不支給決定に対する不服申立てにより争われるべき事柄である。

そこで、申請者が審査請求の対象を選択し、主張する不服の内容を検討する際の重要な情報である処分の理由について本件不支給決定の通知書における記載状況をみると、当該通知書には理由が記載されている箇所であることを明示する欄は見当たらず、その「備考」欄に「遺族補償年金請求が不支給のため」と手書きされているにとどまる。この記載では、労災就学等援護費の支給要件の全体像（申請者が遺族補償年金の支給決定を受け

ている、被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）までは明示されておらず、本件不支給決定の「理由」であると明記されたものではないことと相まって、処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であると言わざるを得ない。

このため、処分の名宛人が支給要件及び労災就学等援護費の不支給決定の理由を不支給決定通知書によって正しく理解することができるよう、不支給決定の理由を具体的に明記することが必要である。こうした不支給決定の理由の具体化は、労災就学等援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条1項参照）にも資することになると考える。

また、上記のとおり、本件不支給決定の理由が、不支給の理由であると明記されないまま「備考」欄に記載されているのは、本件支給要綱には、不支給とする場合には「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）に理由を付記する又は理由を明記した別紙を添付して通知する旨の記載があるものの、本件支給要綱の定める様式自体に理由を記載する欄が設けられていないことにそもそもの原因があると考えられるので、当該様式について審査庁における速やかな改善が望まれる。

このような観点から、当審査会は、本件と類似の事案に係る過去の答申（平成30年度答申第15号、第43号及び第59号、平成31年度答申第1号、令和元年度答申第15号、第41号、第79号及び第82号、令和2年度答申第89号並びに令和3年度答申第11号及び第14号）において、不支給決定の理由付記について改善する必要があることを指摘したが、本件における上記の理由付記は、いまだ十分に改善がされたものということはできない。審査庁における更なる対応が望まれる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委
委
委

員
員
員

三
佐
中

宅
脇
原

俊
敦
茂

光
子
樹